

新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応（早見表）

韮崎高校

令和4年7月27日～

県の感染レベル2（令和4年3月23日～）

変更箇所：朱で表示

※「感染リスクが高い者」＝濃厚接触者に相当する者として、学校等が判断した者

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
感染の状況		生徒や職員 本人 が			生徒や職員の 同居者 が				生徒や職員 本人 が		
		感染 (陽性)した	濃厚接触者 と認定された	感染リスクが高い者 と判断された	濃厚接触者 と認定された	感染リスクが高い者 と判断された	濃厚接触者 や 感染リスクが高い者 ではないが新型コロナウイルス感染症が疑われる 症状等でPCR検査や抗原検査 を受けた	新型コロナウイルス感染症を疑う 症状 がある	新型コロナウイルス感染症を疑う 症状 がある	新型コロナウイルス感染症を疑う 症状 で医療機関等を受診した	新型コロナウイルス感染症を疑う 症状 で保健所や医療機関を受診し PCR検査 や 抗原検査 を受けた
扱い		出席停止・特別休暇（または在宅勤務、職免）									
出席停止期間	開始日	感染の判明した日	濃厚接触者と認定された日 または認定される可能性が生じた日 (同居者の感染が判明した日等)	感染リスクが高い者と判断された日 または判断される可能性が生じた日	同居者が濃厚接触者と認定された日	同居者が感染リスクが高い者と判断された日	同居者がPCR検査や抗原検査を受けることになった日	症状の出た日	症状の出た日	症状の出た日	症状の出た日
	終了日	保健所や専門医等が治癒を認め、登校を許可したとき	PCR検査で陰性とされれば、陽性者と最終接触した日を0日目として5日目までを待機期間とし、6日目に待機期間解除とする。ただし、無症状者の濃厚接触者の待機期間は、2日目・3日目の検査で陰性が確認された場合は3日目解除（マスクをとった活動は5日目まで控える） ・教職員の場合、県教職員行動規範に従う。 ※陽性なら(1)へ	陽性者と最終接触した日を0日目として2日目までを待機期間とし、3日目に待機期間解除とする。	その同居者がPCR検査で陰性とされた日	その同居者がPCR検査や抗原検査で陰性と確認された日	その同居者がPCR検査や抗原検査で陰性と確認された日	新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられなくなる日まで ※県の地域感染レベルがレベル2以上の期間は継続する	新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられなくなる日まで ※ただし、上記症状により欠席する場合、その日のうちに必ず受診すること ※受診した場合(9)へ	医療機関等の診察で「新型コロナウイルス感染症の疑いなし」と判明した日まで ※PCR検査等を受けた場合は(10)へ	陰性となった場合は、医療機関等の指示する期間、あるいは「新型コロナウイルス感染症の疑いなし」と判明した日まで ※陽性なら(1)へ

※本人や同居者が、PCR検査や抗原検査を受けることになったら、すぐに学校へ連絡をお願いします！

※出席停止後の登校は「新型コロナウイルス感染症に関連した出席停止願い」を提出してください。